

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 3月31日現在

機関番号：32644

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730627

研究課題名（和文）太平洋戦争後における青年学校の状況と改革動向に関する研究

研究課題名（英文）A study on the situation of the youth school after the World War II

研究代表者

大島 宏（OSHIMA HIROSHI）

東海大学・課程資格教育センター・准教授

研究者番号：10350323

研究成果の概要（和文）：

地方議会の議事録や青年学校関係新聞記事の調査によって、地方における敗戦後の青年学校の状況を明らかにした。特に、青年学校振興策への対応が成果を挙げず、一部の議会では青年学校の義務制を廃止する意見書までが可決されていたことが明らかとなった。

また、このような青年学校の状況への政府・文部省の対応の一端が明らかとなった。政府・文部省も青年学校の振興を政策課題として認識し、これに対応していたことが明らかとなった。特に、本研究では、これまで確認されていなかった青年学校の教育課程変更の動向を明らかにしたことは、本研究の重要な成果である。

研究成果の概要（英文）：

First, I investigated the minutes of the prefectural assembly and newspaper articles about the youth school. And I clarified the state of the youth school after the World War II. It turned out that the youth school promotion measures were not successful immediately after the postwar.

Second, I investigated the youth school promotion policy of the Ministry of Education. And I clarified that the Ministry of Education tried to change curriculum for the youth school promotion. This is an important result of this study.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	600,000	180,000	780,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
2012年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,600,000	480,000	2,080,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：青年学校

1. 研究開始当初の背景

太平洋戦争敗戦後の学校制度改革に関する研究にあたって、青年学校に注目する必要性は、先行研究からもうかがえる。たとえば、

戦後教育改革に関する「最初の体系的な協働研究の成果」のひとつである山内太郎編『学校制度』（戦後日本の教育改革 5、東京大学出版会、1972年）では、「敗戦後の改革論潮に

共通にみられた問題」として、青年学校問題を中心とする『青年学校教育の振興』や「義務教育年限の延長」が挙げられている。また、赤塚康雄が『新制中学校成立史に於いて指摘した青年学校関係者による運動は、のちに憲法改正案における教育条項の修正（義務教育の範囲を「初等教育」から「普通教育」へと修正）へと連なる点に於いてこれまでも注目されてきた。また、研究代表者である大島も、文部省の青年学校改革案を検討し、1946年前半に立案された「実務中学校案」が国民学校高等科と青年学校を再編するものであったことを明らかにした（「敗戦直後における文部省の初等後教育制度改革構想」『日本の教育史学』第44集、2001年）。

しかしながら、これらの研究動向に問題がないわけではない。戦後学校制度改革が、学校制度の民主化という戦前との非連続的な側面と敗戦にともなう学校制度の状態復帰という連続的な側面の二面性を有しているにもかかわらず、これまでの多くの研究は、前者のみに注目していた感がある。そこでは、敗戦後の青年学校と義務教育年限の延長をめぐる歴史的経緯を踏まえ、青年学校の実態や青年学校の改革動向を戦後の学校制度改革との関連でとらえようとする視点は乏しい。このような問題点は、①1947年から実施されることになる新学校制度（いわゆる6・3・3制）の成立過程として学校制度改革を捉えようとする意識がこれまでの研究に強く現れていること、②敗戦後の青年学校の状況や改革動向に関する史料発掘が十分でないことなどに起因すると考えられる。

2. 研究の目的

上述の点をふまえ、本研究では、太平洋戦争敗戦後の学校制度改革のプロセスを検討するにあたって、戦前からの連続的な面を特に意識しつつ、歴史的経緯を踏まえて、青年学校の青年学校を対象として検討する必要があることに鑑み、特に太平洋戦争後における地域における青年学校の状況やその受け止められ方、青年学校に関する文部省の改革動向を明らかにすることとした。

3. 研究の方法

(1) 政府・文部省が発した青年学校関係通牒の収集と検討・分析を通じて、青年学校の振興策や改革動向を明らかにする。

(2) 特に、太平洋戦争後に青年学校関係者の運動の中心であったと考えられる愛知県と京都府を中心に、敗戦後の青年学校に関する新聞記事等や都道府県議会における議事、『県報』『県公報』等に掲載された青年学校

関係通牒の収集と検討・分析を通じて、地域における青年学校の状況と課題を明らかにする。

4. 研究成果

(1) 敗戦直後の青年学校の状況

①就学徹底の指示

1945年9月12日、文部省は「時局ノ急転ニ伴フ学校教育ニ関スル件」（発国184号）を発し、敗戦という事態に対応するために、青年学校の就学義務対象者に対して「生徒ニ対シテハ義務制ノ本旨ニ則リ速ニ最寄公立青年学校ニ就学セシムル様指導スルコト」などを指示した。この方針にもとづいて、青年学校への就学義務対象者の把握や就学指導・奨励が各地で行われた。

たとえば、京都府では、9月21日付で「青年学校教育の振興の件」（20学第2275号）を発し、復員者の青年学校在籍に関する指示がなされている。また、京都市でも就学指導対象者を把握すべく、町内会を通じて、10月10日現在の青年学校未就学者を調査していることが報じられている。愛知県では、12月4日付で「青年学校生徒ノ転学並ニ編入学ニ関スル件通牒」（教第5735号）が発せられた。この通牒では、戦災による校舎や書類の焼失、工場等の移転・閉鎖などによって、転学・編転入のための書類を整えることが困難である者が多数存在しているが、「之ヲ等閑ニ付スル時ハ青年学校義務制ノ本旨ニモ悖リ皇国再建途上由々シキ問題ト被存候条此際必要書類ヲ持参シ得ザル生徒ヲモ至急全面的ニ入学セシメ之等生徒ハ当分ノ間臨機処置トシテ年齢等ニ応ジ相当科ノ相当学年ニ編入シ教授及訓練ノ徹底ヲ期シ補充教育ノ実ヲ挙ゲラレ度」とするとともに、「更ニ此際従来ノ男女未就学者ニ対シテモ全面的ニ就学セシメ相当科ノ相当学年ニ編入相成校区内一人ノ未就学者モ無之様就学ノ勸奨督励方御配意相成度」と、男子だけでなく、女子に対しても青年学校への就学を促すように指示している。

②地域における青年学校の状況

しかしながら、このような指示や対応にもかかわらず、青年学校の存在意義は著しく低下していたと言わざるを得ない。たとえば、1945年12月に開催された愛知県会では、青年学校への生徒の出席状況の悪さや青年学校の存在意義の低下が問題視されていることがわかる。また、同じころ開催された京都府会では、青年学校義務制の廃止に止まらず、青年学校自体の存在意義に対する疑問が呈され、京都府知事と文部大臣にあてて、青年学校義務制の廃止提言を含む内容の意見書が決議されるほど、青年学校の存在意義が低

下していた。

(2) 青年学校教育課程改革の動向

① 文部省の青年学校振興方針

このような状況をうけ、10月28日、文部省は「青年学校教育ノ振興ニ関スル件」(発学4号)を発した。この通牒からは、「世間に「青年学校教育ニ付兎角ノ疑念ヲ懐クモノ」があり、「本省ニ於テモ此ノ際青年学校教育ノ整備拡充ヲ図リ其ノ教育内容ヲ刷新充実セシムベク目下鋭意企画中」であることを周知せざるを得ない状況にまで、青年学校の存在意義が低下していたことをうかがうことができる。さらに、この通牒には、「近ク新事態ニ即応スル青年学校教授及訓練指針並ニ教授及訓練要目案等ヲ送付致スベキニ付併セテ御了知置相成度為念申添フ」との一文がある。敗戦から2か月後の1945年10月末の時点において、文部省は、教育内容の刷新充実によって青年学校の教育を振興するために、教授及訓練科目要旨や教授及訓練要目の修正について検討を開始していたことが記されている。ここには、青年学校に特有の問題に対処しようとする文部省の動向が明確に現れている。

② 青年学校教育課程の修正案

教授及訓練科目要旨や教授及訓練要目の修正方針とその内容は、1945年12月26日に発せられた「青年学校教育ノ振興ニ関スル件」および「青年学校教授及訓練指針及要目ニ関スル件」(発学92号)によって明らかとなった。ここで示された要旨や要目の修正案は、修身及公民科、普通学科、職業科(工業を除く)、家庭科のものである。なお、職業科工業の要目については現行通り、体操科については「追テ改メテ通牒致ス」としつつ、さしあたり「終戦ニ伴フ体錬科教授要項(目)取扱ニ関スル件」(体発80号)に示された中等学校の内容に準じて実施することが指示されている。

「青年学校教育ノ振興ニ関スル件」(発学92号)では、青年学校教育の振興について、就学や学校運営方針、教科書、学校経営、女子生徒の就学奨励、教職員、指導監督に関する事項のほか、「各教授及訓練科目ニ付テハ特ニ左ノ事項ニ重点ヲオキテ教授及訓練ヲ行ヒ其ノ刷新充実ヲ図ルコト」として、科目ごとの重点事項が示されたほか、この文書には、「現行青年学校教授及訓練要目中一部修正又は増補事項要領」が示されている。ここで示された各科目の重点事項や修正・増補事項要領の内容は、政府・文部省の方針やGHQによる指令がふまえられている。

たとえば、敗戦・占領という国家体制の転換という状況下にあつて、政府は国体護持の方針を堅持していた。そのため、要旨や要目

の修正にあつても、これに関連する内容は削除されていない。

また、1945年9月15日に文部省が発表した「新日本建設ノ教育方針」に示された国体護持や軍国主義的思想・施策の払拭、平和国家建設、科学的思考力の涵養、平和愛好の信念の養成も踏まえた内容となっている。

これにくわえて、修正案では、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)から、10月22日付で発せられた「日本教育制度ニ対スル管理政策」における「軍国主義的及び極端ナル国家主義的イデオロギーノ普及」の禁止や「議会政治、国際平和、個人ノ権威ノ思想及集会、言論、信教ノ自由ノ如キ基本的人権ノ思想ニ合致スル諸概念ノ教授及実践ノ確立」への対応、12月15日付でGHQから発せられた「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」が考慮されていることが確認できる。

とはいえ、修正案には、このような敗戦や国家体制の転換にともなう課題への対応だけが示されているわけではない。職業科や家庭科では、食糧不足や物資不足への対応とみられる修正が行われている。また、家庭科等では栄養問題への対応もみられる。

このように、教授及訓練科目要旨や教授及訓練要目には、政府・文部省の方針やGHQの指令をふまえて、多岐にわたる修正や追加がなされている。しかし、その内容は、あくまでも案であった。また、「追テ改メテ通牒致ス」とされた体操科の修正は、管見の限りではあるが、確認できない。これにくわえて、「青年学校教授及訓練指針及要目ニ関スル件」(発学29号)が通牒された直後の1945年12月31日、GHQから「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」が発せられたことにより、修正案の修身及公民の修身に関する部分と、普通学科の日本歴史と地理に関する部分の教育が禁止されることになる。その意味において、この修正案は、完全なものではなく、敗戦後における青年学校の課題に対応するための暫定的な教育課程案というべきものであった。

③ 青年学校教育課程修正案の周知

文部省からの通牒の内容は、自治体によって周知が図られている。たとえば、新潟県では、1946年1月25日付で、内政部長から「青年学校教授及び訓練指針及要目ニ関スル件」(教第107号)と「青年学校教育ノ振興ニ関スル件」(教第108号)が発せられた。また、神奈川県でも、1946年2月7日付で、教育政務部長から「青年学校教育ノ振興ニ関スル件」(20教第1365号)と「青年学校教授及訓練指針及要目ニ関スル件」(21教第19号)が発せられた。文部省の通牒と同名のこの通牒では、先の内容がそのまま転載されている。

このほか、京都府では1946年1月15日付で「青年学校教育ノ振興ノ件」(1学68号)が発せられ、岡山県でも2月16日付で「青年学校教育振興ニ関スル件」が発せられている。京都府および岡山県の通牒は、文部省の2つの通牒をまとめたものである。ただし、両者は、12月31日の修身・日本歴史・地理の授業停止指令が考慮されている点で、文部省の通牒内容とは異なっている。ちなみに、愛知県では、文部省の通牒内容を転載した通牒は『県報』等に確認できない者の、校長会などを通じて、文部省の方針が伝達されていたことが確認できる。

なお、文部省も通牒を発するだけでなく、通牒とは別に、『修正増補 青年学校教授及訓練要旨並要目』を青年学校教科書株式会社から1946年2月に発行・頒布することで、青年学校関係者に修正案の周知・徹底を図っている。このような対応からは、青年学校の存在意義の低下に対する文部省の危機感を読み取ることもできよう。

(3) その動向

修正案が周知された後の青年学校の状況をも、たとえば1946年5月の『千葉新聞』に「青年学校は〔中略〕特殊の教校を除いては全く影の薄い存在である。一般村民は『戦争後も青年学校はあるのですかね』といふ質問をする程であり、一般の若者で吾は青年学校の生徒なりとの意識を持つて居る青年が一町村に果たして何人居ることだらう。戦時中は教練査閲の名の下に一切を捨てて戦闘技術を習ったのであるが、今ではそのインチキもからくりもなく、文字通り終戦とともに内容的には青年学校はなくなつてしまつたと言ひ得るまでの姿になつてしまつた」との投稿が掲載されているように、依然としてその存在意義は低下したままであった。その意味において、青年学校の存在意義の回復という課題に対して、修正案は全く意味を持ち得なかったといつてよいだろう。

文部省も、12月26日付の「青年学校教授及訓練指針及要目ニ関スル件」(発学92号)において、「尚教授及訓練科目要旨並ニ要目等ノ全面的改正ニ付テハ今後青年学校制度ノ再検討ヲ俟チ更ニ改メテ公布セラルベキニ付」と述べているように、この時期の文部省では、教育課程の修正と並行して、青年学校制度の改革についての検討が始まっていた(なお、青年学校制度そのものの改革動向については、すでに「敗戦直後における文部省の初等後教育制度改革構想」『日本の教育史学』第44集、2001年)において明らかにしている)。「青年学校教授及訓練指針及要目ニ関スル件」(発学92号)に、文部省が「其ノ間ニ於ケル臨時的措置ト御承知相成度併セテ申添フ」との一文をくわえざるを得なかつたのは、青年学校の存在意義の低下に対処するためには、制度自体の大幅変更を行う必要があると認識していたことの証左であろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計1件)

- ① 大島 宏 「憲法改正過程における教育条項の修正—義務教育の範囲と青年学校改革案との関係を中心として—」『日本の教育史学』、第54集、教育史学会、2011年10月、pp.71-83、査読あり

[学会発表] (計2件)

- ① 大島 宏 「敗戦直後における青年学校教育課程改革の動向—教授及訓練科目要旨・教授及訓練要目の修正案をめぐって—」教育史学会第56回大会、2012年09月23日、お茶の水女子大学(東京都)
- ② 大島 宏 「憲法改正過程における教育条項の修正—義務教育の範囲と青年学校改革案との関係を中心として—」、教育史学会教育史学会第54回大会、2010年10月、早稲田大学(東京都)

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大島 宏 (OSHIMA HIROSHI)

東海大学・課程資格教育センター・准教授
研究者番号：10350323

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし